

第5節 援助政策の立案および実施における取組状況

政府開発援助大綱は、政府開発援助をより効率的・効果的なものとするために、政府が進めるべき一連の改革措置を援助政策の立案および実施体制、国民参加の拡大、効果的実施のために必要な

事項の3つに分けて示しています。以下では、大綱の構成に従って、2007年度に進められた政府開発援助改革の取組状況について説明します。

1. 援助政策の立案および実施体制

(1) 一貫性のある援助政策の立案

日本では1府12省庁^(注188)が政府開発援助に携わっています。政府開発援助の実施に当たっては、戦略を策定する海外経済協力会議と政策の企画立案および政策全体の調整の中核となる外務省が密接に連携し、各府省庁による政府開発援助が相矛盾することなく立案され、政府開発援助を戦略的に実施し最大限の効果を発揮することが重要です。

2006年4月に内閣に設置された海外経済協力会議は、内閣総理大臣を議長とし、内閣官房長官、外務大臣、財務大臣および経済産業大臣が、海外経済協力に関する重要事項を機動的かつ実質的に審議しています。これまでにアジア、アフリカ、中国、イラク、インド、アフガニスタン、資源・エネルギー、環境、法制度整備支援、平和構築にかかる政府開発援助の方針や政府開発援助の量と質を巡る課題などについて審議が行われています。

2006年8月に設置された外務省国際協力局は、二国間援助と国際機関を通じた援助にかかる政策を総合的に企画・立案するとともに、政府全体を通ずる調整の中核役となっています。さらに、関係府省庁との連携も重要です。例えば、政府開発援助関係省庁連絡協議会、技術協力連絡会議、政府開

発援助評価連絡会議などを開催し、関係府省庁との情報共有や意見交換を行い、関係府省庁の知見を活用しています。また、外務大臣の下に設立された国際協力企画立案本部では、国際協力局と地域担当局などが協議し、国際協力の重点方針・地域別重点課題や重点課題の取り組み方の議論をするなど、外交政策全体の中での役割を常に確認しつつ、効果的な政府開発援助の企画・立案に努めています。さらに、2007年以降、外務省では、国際協力に専門的知見・経験を有する国内各界の代表(学者、言論界、経済界、NGO)からなる「国際協力に関する有識者会議」を設置しています^(注189)。この会議では、外務大臣からの諮問^(注190)を受けた有識者の声を政策に反映させるべく、幅広く議論を行っており、2008年1月には、高村外務大臣(当時)に対し、議論の「中間報告」が提出されました。このほか、外務省においては、分野別の課題に適切に対処するため、タスクフォースによる分野別の議論を進めています。例えば、保健タスクフォースでは、関係省庁やJICAなどとの間でTICAD IV、G8北海道洞爺湖サミットなどをテーマに具体的政策について議論を重ね、これらの国際会議における日本のリーダーシップ発揮に貢献しています。

注188：ここでの1府12省庁とは、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省を指す。

注189：「有識者会議」は内閣官房長官の下で開催された「海外経済協力に関する検討会」の報告書(2006年2月)を踏まえ、2002年に始まった「ODA総合戦略会議」を2006年6月に終了し、さらに充実した議論を行うために設けられたもの

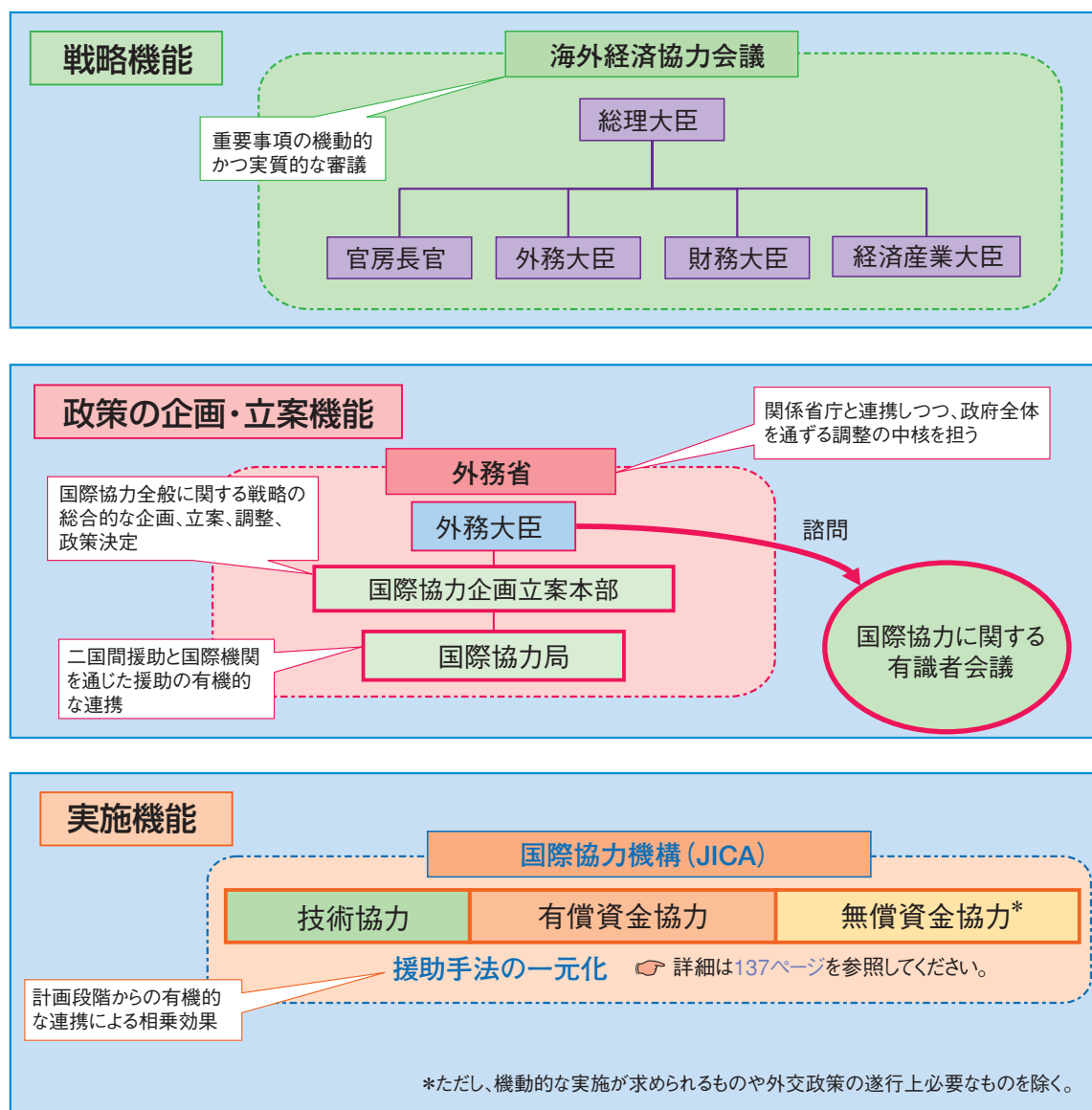
注190：具体的な諮問事項は、①重要課題や地域に関する国際協力政策の基本的考え方、②国民参加の在り方(国際協力を担う人材育成や教育など)、③政府開発援助案件の形成と実施上の課題(効率化・迅速化や官民連携、NGOなどとの連携など)の3点

(2) 政府と実施機関の連携

政府においては、海外経済協力会議における議論などを通じ、国・地域や分野ごとに明確な戦略を設けるとともに、国別援助計画などの策定を通じ、より戦略的な国際協力の企画・立案を進めています。外務省や各府省庁が企画・立案した政府開発援助政策に基づき、実際の政府開発援助事業を実施するのは、主に実施機関となります。外務省では、海外経済協力会議の議論の結果や、外務省が作成する年度ごとの重点方針を実施機関に伝達し、迅速に援助の実施に反映できるよう実施機関との連携を図っています。

2008年10月、これまで技術協力の実施と無償資金協力の実施促進を行ってきた旧JICAと円借款の実施を担当していた旧JBICの海外経済協力部門が統合され、新JICAが誕生しました。また、外務省が実施してきた無償資金協力の実施業務の一部も新JICAに移行し、これにより新JICAは、技術協力、有償資金協力(円借款など)、無償資金協力という3つの援助手法を一元的に実施することになりました。新JICAは、政府が策定する政策に基づき、援助手法間で相乗効果を発揮し、案件を効率的・効果的に実施することが期待されています。

戦略・政策立案・実施の一体性確保に向けた取組



(3) 現地機能の強化

政府開発援助の戦略性・透明性・効率性の向上や説明責任の徹底を図るためには、国別の援助戦略構築における現地の役割の強化が必要です。政府開発援助大綱や政府開発援助に関する中期政策では、現地機能強化の方針が打ち出されています。現場での機能強化のため、援助政策の策定・実施過程において、在外公館およびJICA現地事務所などで構成される現地ODAタスクフォース(現地TF)が主導的な役割を果たしています。

開発途上国にとって何が開発上の優先課題になっているのか、その中でもどのようなことに日本の貢献が求められているのかを総合的かつ的確に把握するためには、現場の意見を踏まえなくてはなりません。さらに、現地TFでは、その国についての知見や経験を持つ人材の活用や現地に精通した援助関係者との連携などを通じて現地の経済社会状況などを十分に把握できるように日々努力しています。

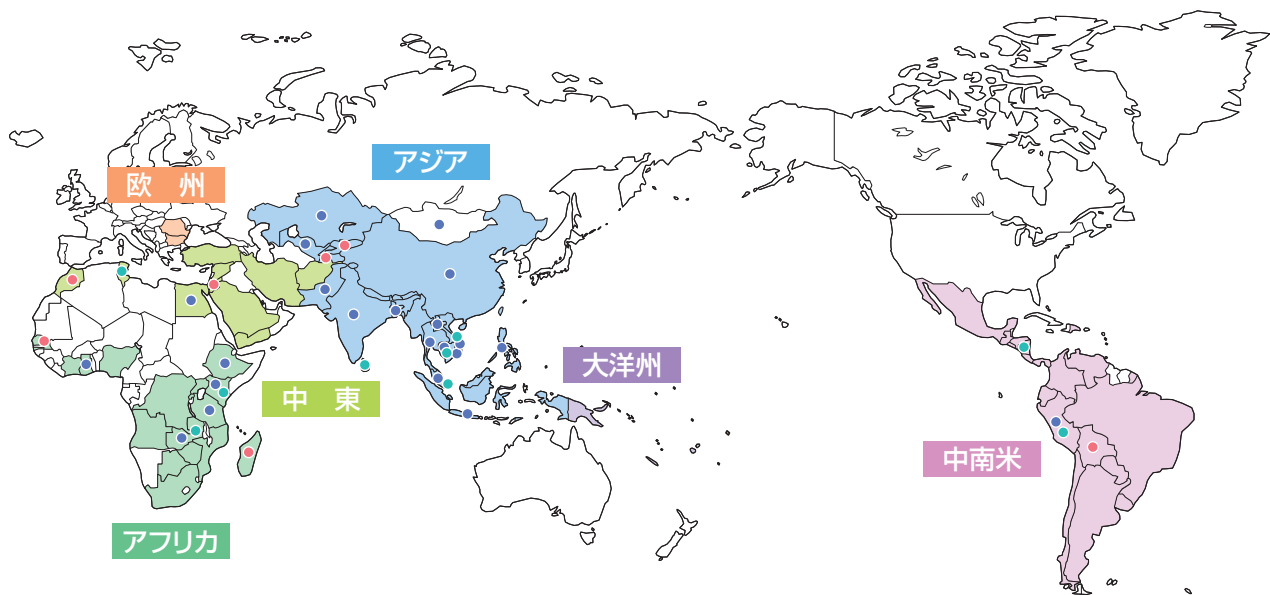
また、開発途上国による援助需要の把握に加えて、現地TFでは、日本の援助の方向性や重点分

野などを示す国別援助計画の策定への参画、開発途上国政府との政策協議実施、ほかのドナー国や国際機関との連携への参画、援助手法の連携や見直しに関する提言、援助候補案件に関する提言など、幅広い役割を担っています。例えば、開発途上国政府のオーナーシップの下に、援助国を含む関係機関が協力し、貧困削減戦略文書(PRSP^(注191))の策定・見直しが進められている動きに合わせて、現地ベースでの援助協調が各地で本格化しており、日本も積極的に参加しています。中米では、各国の現地TFが連携し、広域での協力を進める取組を行っています。

さらに、このような援助協調の動きに的確に対応すべく、在外公館では、外部からの有為な人材を積極的に活用しつつ、一層効率的・効果的な援助を実施しています。例えば、2006年度から経済協力調整員制度を設け、在外公館において援助協調にかかわる情報収集・調査や日本の政策についての対外発信および提言を行う体制をとっています。

注191：PRSP:Poverty Reduction Strategy Paper

図表Ⅲ-23 国別援助計画・現地ODAタスクフォースの立ち上がっている国一覧



【国別援助計画（2008年11月現在）】

(1) 計画策定済みの国（24か国）

2000年	●バングラデシュ（3月）（2006年に改定） ●タイ（3月）（2006年に改定） ●ベトナム（6月）（2004年に改定） ●エジプト（6月） ●ガーナ（6月）（2006年に改定） ●タンザニア（6月） ●フィリピン（8月） ●ケニア（8月） ●ペルー（8月）
2001年	●中国（10月）
2002年	●マレーシア（2月） ●カンボジア（2月） ●ザンビア（10月） ●ニカラグア（10月） ●チュニジア（10月）
2004年	●スリランカ（4月） ●ベトナム（4月）* ●インドネシア（11月） ●モンゴル（11月）
2005年	●パキスタン（2月）
2006年	●インド（5月） ●タイ（5月）* ●バングラデシュ（5月）* ●ウズベキスタン（9月） ●カザフスタン（9月） ●ラオス（9月） ●ガーナ（9月）*
2007年	●エチオピア（6月） ●エジプト（6月）* ●フィリピン（6月）* ●タンザニア（6月）*

(2) 策定／改定作業中（16か国）

新規策定中 （7か国）	●ボリビア ●ヨルダン ●キルギス ●セネガル ●モロッコ ●タジキスタン ●マダガスカル
改定作業中 （9か国）	●ベトナム ●ケニア ●カンボジア ●マレーシア ●ペルー ●ザンビア ●スリランカ ●チュニジア ●ニカラグア

* *は改定版。国別援助計画の詳細は、以下のホームページを参照 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/enjoyo.html>

● 策定済み ● 策定中 ● 改定作業中

【現地ODAタスクフォース】

欧州	●ブルガリア ●ルーマニア 計2か国
中東	●アフガニスタン ●イエメン ●イラン ●エジプト ●サウジアラビア ●シリア ●チュニジア ●トルコ ●モロッコ ●ヨルダン 計10か国
アフリカ	●アンゴラ ●ウガンダ ●エチオピア ●エリトリア* ●ガーナ ●ケニア ●コートジボワール ●コンゴ民主共和国 ●ザンビア ●ジンバブエ ●セネガル ●タンザニア ●ナイジェリア ●ボツワナ ●マダガスカル ●南アフリカ共和国 ●モザンビーク ●ルワンダ* 計18か国
アジア	●インド ●インドネシア ●ウズベキスタン ●カザフスタン ●カンボジア ●キルギス ●スリランカ ●タイ ●タジキスタン ●中国 ●ネパール ●パキスタン ●バングラデシュ ●東ティモール ●フィリピン ●ブータン* ●ベトナム ●マレーシア ●ミャンマー ●モンゴル ●ラオス 計21か国
大洋州	●キリバス* ●サモア* ●ソロモン諸島 ●ツバル* ●トンガ* ●ナウル* ●バヌアツ* ●バプアニューギニア ●フィジー 計9か国
中南米	●アルゼンチン ●エクアドル ●エルサルバドル ●グアテマラ ●コスタリカ ●コロンビア ●チリ ●ドミニカ共和国 ●ニカラグア ●パナマ ●パラグアイ ●ブラジル ●ベネズエラ ●ペルー ●ボリビア ●ホンジュラス ●メキシコ ●ウルグアイ 計18か国

* 合計78か国（兼轄国*を含む）

(4) 政策協議の強化

日本の援助は長年開発途上国からの要請に基づいて援助を実施するという要請主義をとってきました。しかし、開発支援が十分な効果を上げるためには、開発途上国との緊密な政策協議を通じて、互いの認識や理解を共有していくことが必要です。こうしたことから、自助努力支援という観点から引き続き開発途上国からの要請を重視しながらも、要請を受ける前段階において相手国政府関係者との間で政策協議を実施し、開発途上国の開発政策や援助需要を十分に把握し、日本の援助政策との

調整を図っています。

政策協議の強化に向けた取組として、現地ODAタスクフォース(現地TF)による活動が挙げられます。現地TFによる現地政府との活発な政策協議によって、中期的視点から見た重点分野や政策・制度上の課題について開発途上国と認識を共有しています。さらに、日本の援助政策と開発途上国の開発政策の調和を図り、より効率的、効果的な援助政策の実施を目指しています。

(5) 内外の援助関係者との連携

日本は、日本の民間企業、NGO^(注192)、大学、地方自治体、国際機関やほかのドナー国などとも連携しながら国際協力を行っています。

(イ) 民間企業との連携

開発途上国の持続的成長のためには、民間企業の役割が不可欠です。また、民間企業の活動は、雇用促進や技術移転、貿易投資の拡大など、政府開発援助だけでは達成できない開発効果を途上国にもたらすことができます。このような観点から政府開発援助と民間企業との連携は非常に重要であり、政府もこれまで様々な取組を行ってきました。

円借款については、2002年度から日本企業の優れた技術やノウハウの移転を目的とした本邦技術活用条件(STEP^(注193))制度を実施しています。2007年度は、ケニア、モンゴル、ベトナムに対して本制度に

よる円借款を実施しました。無償資金協力についても、日本の優れた技術の活用などにより、「顔の見える援助」の実施に努めています。国際協力に関する有識者会議は、2008年1月、外務大臣に中間報告を提出し、さらなる官民連携の必要性和有効性について提言しています。この報告などを受けて、2008年4月、民間企業との連携強化のための新たな施策「成長加速化のための官民パートナーシップ」が発表されました。

 民間企業との連携については
61ページを参照してください。



(写真提供:EPA=時事)

注192：非政府組織／Non-Governmental Organization

注193：STEP: Special Terms for Economic Partnership、2002年、日本の優れた技術やノウハウを活用し、開発途上国への技術移転を通じて日本の「顔の見える援助」を促進するために導入された、契約先が日本企業に限定された円借款制度

(ロ) NGOとの連携

日本のNGOは、様々な形の資金協力などを得て、開発途上国における保健、教育、水供給などの分野において、幅広く、きめ細かい援助を実施しており、日本国内外で高く評価されています。NGOは、①途上国・地域のコミュニティレベルでの活動によるきめ細やかな支援が可能なこと、②大規模自然災害の発生時、現場での迅速かつ柔軟な緊急人道支援活動が展開できること、③日本の「顔の見える援助」という点、④政府では手の届かない地域での活動が可能なことなどから見ても重要です。近年、NGOは開発援助、緊急人道支援のみならず、環境、人権、貿易、軍縮などの分野での活動を行っており、国際社会においてますます大きな役割を果たすようになっていきます。政府開発援助大綱や中期政策においてもNGOとの連携の推進の必要性が記述されており、日本としては、日本のNGOの能力強化のため、様々な活動を実施しています。

JICAでは、2007年度以降、NGOなどの民間団体が持つノウハウを活用するため、プロジェクト形成段階において、調査内容について広く提案を募集する「民間提案型」プロジェクト形成調査^(注194)を行っています。また、民間の活力を積極的に活用するため、業務実施契約に基づく技術協力プロジェクトなどにより、2007年度は、188件のプロジェクトの実施を民間団体に委託しています。こうした業務実施契約に基づく技術協力プロジェクトには、NGOや大学が委託先となり実施されるケースも見られるようになり、多様な団体のノウハウの活用が進んでいます。

i. NGO活動への資金協力

NGOが円滑に援助活動をできるように様々な協力を実施しています。資金面については、NGOが実施する経済・社会開発活動に対する事業資金として、日本NGO連携無償資金協力があります。2007年度には、26の国と地域において41団体の64事業に対し、また、ジャパン・プラットフォーム(JPF^(注195))を通じて12か国において18団体の60事業に対して、合計約26億円の資金提供を行いました。

また、JICAでは、従来からNGOや地方自治体などが提案する案件に対し、開発途上国の地域住民の生活向上に直接貢献し、政府が定める国別援助計画に沿っているものについて事業の委託を行う草の根技術協力を実施しています。特に、この協力制度の中の草の根パートナー型では、国際協力に一定の実績を有しているNGOなどの団体が蓄積してきた経験や技術を活かした開発途上国への支援を行っています。

ii. NGO活動の環境整備

近年、日本のNGOは国際協力の現場において目覚ましい活動を行い、高い評価を得ており、NGOの役割に対する期待の高まりを受け、その専門性や事業実施体制の強化が必要となっています。このような観点から、NGOの組織強化や人材育成などへの協力のため、外務省やJICA、(財)国際開発高等教育機構(FASID^(注196))などが、政府資金により様々なプログラムや研修制度を充実させています。

また、外務省では、NGO相談員制度を実施しています。この制度では、外務省から委託された国際協力分野で経験と実績を有する日本のNGO職員が、電話や面談による通常の相談対応のほか、国際協力イベント、セミナーなどに出張し、NGOの設立、組織の管理・運営といった、NGOに関する市民やNGO関係者からの相談や照会にこたえています。また、NGO専門調査員制度を設け、特定分野や業務における専門性の向上や組織機能強化のため、高度な知識や技術、専門性を有する人材を専門調査員として一定期間派遣することによって、NGOの能力向上を目指しています。さらに、外務省は、NGOの組織強化と能力向上を図るNGO研究会を主催しています。この研究会では、NGOが直面する共通課題に関する学習会やシンポジウムなどを実施しており、2007年度は、「ネットワークNGOのあり方」、「保健分野におけるNGOと国際機関との連携」、「人間の安全保障におけるプロテクション」

注194：プロジェクト形成調査：開発の必要性が確認されているが、相手国政府から具体的な要請がない場合などに、協力の方向付けまたは優良案件の形成のため実施する調査

注195：Japan Platform

注196：FASID: Foundation for Advanced Studies on International Development

の3分野で実施しました。

また、JICAでは、従来から、NGOスタッフのための研修として、途上国でのプロジェクトの実施能力を向上するためのプロジェクトマネジメント研修や国内での広報・資金調達能力を強化するための組織マネジメント研修などNGO人材育成研修を実施しています。

iii. NGOとの対話と連携

政府は、NGOとの連携の強化に努めています。1996年以降、NGO・外務省定期協議会を開催し、日本の援助政策や日本NGO連携無償資金協力などの制度についての討議を活発に行っています。また、2002年以降、現地でのNGOとの意見交換の場として通称「ODA大使館」を開設し、これまでに、ネパールやスリランカをはじめとする13か国で、大使館関係者、援助実施機関、NGO関係者が政府開発援助の効率的・効果的实施について協議しています。例えば、2007年度は、アフガニスタンにおいて、治安情勢や安全対策について話し合われました。

さらに、実施機関である旧JICAおよび旧JBICの海外経済協力業務においても、効果的な国際協力のための市民の理解と参加を促進するNGOとの協議会が定期的で開催されてきました。加えてJICAでは、関連委員会として、NGOとの連携事業全般についての意見交換の場としてのNGO-JICA連携事業検討会、NGOとの効果的な開発教育の推進

のための開発教育小委員会、事業評価を通じたNGOとの情報共有および教訓・提言の抽出を行う評価小委員会が開催されてきました。

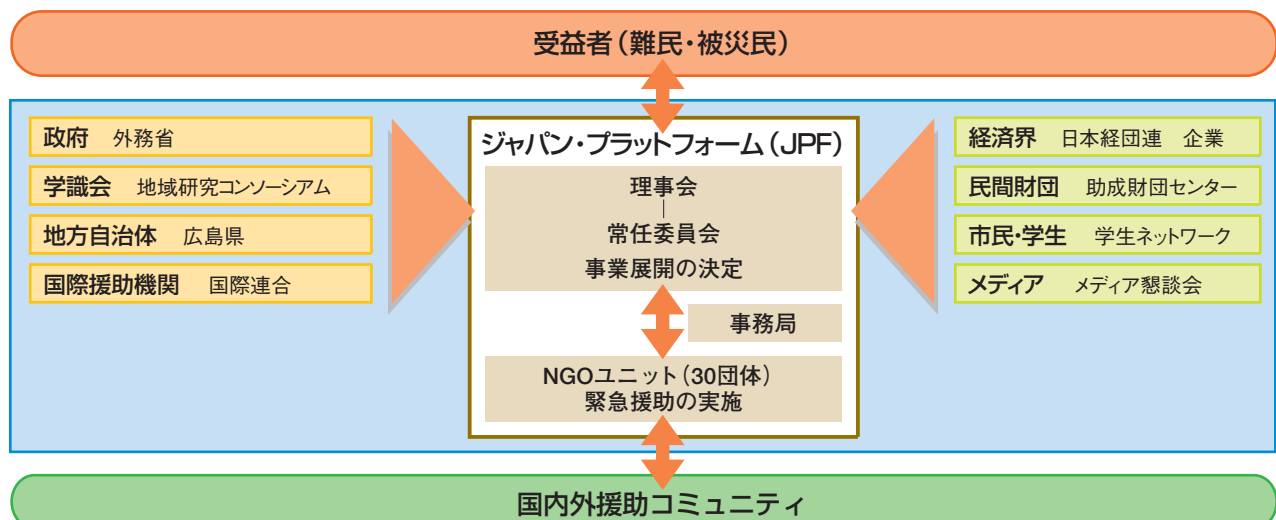
このような国内外におけるNGOとの協議に加え、2000年にNGO、政府、経済界の連携によって設立されたジャパン・プラットフォームには、日本のNGOが2008年8月現在で、30団体が参加し、緊急人道支援の際には、事前に供与された政府開発援助資金や一般企業・市民からの寄付金を活用して、迅速な援助を実施しています。例えば、ミャンマーにおけるサイクロン「ナルギス」被災者支援、バングラデシュでのサイクロン「シドル」被災者支援、南部スーダン避難民支援、イラク周辺の避難民支援などの活動を展開しています。今後とも、NGOの抱える諸問題や要望に配慮しつつ、対話を一層重ね、連携・協力の充実、多様化に努めていきます。



サイクロン「シドル」の被災者に対する支援の様子(バングラデシュ)

(写真提供：JPF/KnK)

図表Ⅲ-24 ジャパン・プラットフォームの仕組み



(ハ) 大学・地方自治体との連携

国際協力において大学や地方自治体が蓄積してきたノウハウを用いることは、有益かつ効果的な政府開発援助の実施につながります。JICAでは、事業の質的向上、援助人材の育成、地方発の事業展開の活性化などの効果を期待し、専門家の派遣、研修員や留学生の受入、草の根技術協力事業、連携講座の実施など、様々な事業の場面で大学や地方自治体と連携してきました。

 JICA草の根技術協力による地方自治体との連携については、[146ページの囲み](#)も参照してください。

また、近年では、技術協力プロジェクトの実施を大学との契約により包括的に行うケースも増えています。その背景には、個々の大学の持つ知的資産を、事業の活性化や質の向上、援助人材の育成に役立てたいという期待があります。一方、大学にとっては、JICAと連携することで開発途上国の現場にアクセスしやすくなり、実践的な経験を得られるという利点が考えられます。例えば、組織的な協力関係を構築し、事業の相乗効果を高めることを目的に、大学との間で包括的な連携の枠組み(連携協力協定や覚書)を導入し、帯広畜産大学、北海道大学、広島大学をはじめとする13大学との間で9つの協定・覚書を締結しています。今後も、大学の知見を国際協力事業に活かすべく、大学との連携に一層努めていきます。

円借款事業に関しても、日本の大学や地方自治体などの優れた知見や経験を取り入れながら国民参加型の円借款事業を推進しています。2007年度には、中国の貧困学生支援策に対する調査やカンボジアの天然ゴム産業に関する調査などの23件の調査を大学に委託して実施しました。また、その他の調査や事業事後評価、人材育成事業における開発途上国からの留学生・研修生の受入などについても、大学との連携により実施しています。さらに、インドの上下水道整備事業の計画段階において、東京都水道局と協力して経験・知見をインド側の関係機関と共有しました。このほか、日本の団体との連携機会の発掘を目的の一つとして「円借款パートナーシップセミナー」を開催しました。2007年度は日本各地から集まった17団体が参加し、インドネシアを訪問しましたが、帰国後も参加団体間で今後の連携の可能性などについて活発な議論が交わされました。

さらに、円借款業務における協力関係を強化するため、12大学との間で協力協定を締結しています。このように、様々な場を通じて大学や地方自治体などとの連携を行うことにより、効率的・効果的な円借款事業の実施に向けた取組を進めています。

 大学などの知見を活かした「地球規模課題に対する科学技術」については、[80ページの囲み](#)も参照してください。

(二) 開発途上国の地方自治体・NGOなどとの連携

開発途上国の地方自治体や、NGOとの連携を図ることも重要です。日本は、主に草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、これら関係者が実施する経済社会開発事業を支援しています。この協力は、草の根レベルに直接利益となるきめ細やかで足の速い支援として開発途上国でも高く評価されており、開発途上国の開発に有益だけでなく、NGOや市民社会の強化も期待できます。

2007年度には、イエメンの険しい山岳地帯に位置するイップ州ファアラ郡ギヤース村の住民が、不衛生な水供給システムによるマラリアの発生などに悩んでいたことから、ファアラ郡地方議会が行う給水網整備計画事業の実施を支援しました^(注197)。具体的に



日本政府が供与した揚水ポンプ(イエメン)

は、揚水ポンプ設置および給水パイプラインの敷設を通じ、同村の給水環境を改善させ、教育・保健を

含む同村の生活環境の総合的な向上を図りました。

(ホ) 国際機関や他国との連携

近年、国際的にも開発援助に対する成果重視の風潮が高まっており、MDGsなどの国際社会共通の目標達成のために様々な援助主体が協調して援助を実施する動きが加速化しています。現在では、多くの支援相手国において保健や教育などの分野ごとに援助協調のための作業部会が形成され、それらの国における分野別開発戦略に沿って、プログラム形式の支援が実施されています。日本もバングラデシュにおける教育、タンザニアでの農業、ボリビアにおける水など、多数のプログラムに参加しています。

また、アフリカやインドシナ地域を中心に共同援助戦略や援助協調枠み組文書が作成されており、日本もウガンダ、ザンビア、ガーナ、タンザニア、ベトナム、カンボジア、ラオスなどでこれらの枠組み文書に参加しています。

ム、カンボジア、ラオスなどでこれらの枠組み文書に参加しています。

このように援助協調の取組が活発化する中、日本はウガンダ、エチオピア、ガーナ、ケニア、ザンビア、スーダン、セネガル、マダガスカル、モザンビークなどといった、特に援助協調の盛んなアフリカ諸国の在外公館に援助協調を専門に行う経済協力調整員を配置し、他国政府や援助実施機関、NGOなどと連携強化のための情報収集、意見交換、対外発信などの業務を行っています。

 日本と他の援助国による協調については、[161ページ](#)も参照してください。

2. 国民参加の拡大

(1) 国民各層の広範な参加

政府開発援助の実施に当たっては、広く国民からの支持と理解を得ながら、国民参加型の国際協力を一層推進することが大切です。国際協力事業への国民各層の広範な参加は、国際協力事業全体の人材の層の拡大にもつながるため重要です。

こうした考えの下、国民参加の拡大のため、様々

な段階で国民が国際協力の立案・実施にかかわることができるよう、制度的な整備を進めています。例えば、国別援助計画の策定作業においてNGO・経済界・有識者などとの意見交換会を開催しているほか、外務省のホームページでも幅広く一般国民からの意見を求めています。

● 青年海外協力隊とシニア海外ボランティア

国民各層からの政府開発援助事業への参加に関しては、青年海外協力隊事業およびシニア海外ボランティア派遣事業があります。

青年海外協力隊は、20歳から39歳の青年が開発途上国へ2年間滞在し、開発途上国の人々と生活や労働を共にしながら、開発途上国の社会的、経済的發展に協力する国民参加型事業です。青年海外協力隊は40年以上の歴史を持ち、海外でも高く評価されている日本の顔の見える援助の一つです。2007年6月に派遣累計人数が3万人を超え、2007年度末までに、3万1,371名の青年海外協力隊が計82か国に派遣されています。

また、シニア海外ボランティア事業は、幅広い技術、豊かな経験を有する40歳から69歳の年代で、ボランティア精神に基づき開発途上国の発展のために貢献したいという方々が行う活動を日本政府が支援するという国民参加型事業です。1990年度に「シニア海外専門家」として発足しましたが、1996年

度に青年海外協力隊のシニア版であるボランティア事業に位置付けられ、「シニア海外ボランティア」に名称変更されました。2007年度までの累計で3,373名のシニア海外ボランティアが計56か国に派遣されています。

青年海外協力隊およびシニア海外ボランティア事業では、現職教員参加制度や1年未満の短期派遣など参加メニューの多様化を図っており、より国民が参加しやすい環境を整えています。



青年海外協力隊およびシニア海外ボランティア派遣前訓練修了式にてスピーチを行う伊藤信太郎外務副大臣(福島県二本松市)

● 国際協力活動への市民の関心の高まりとNGOの活躍

国際協力活動への市民参加の形として最も身近にあるのが、国際協力に従事するNGOへの支援やその活動への参画です。日本のNGOの数は、1998年に「特定非営利活動促進法(NPO法)」が施行され、法的整備が進んだことから飛躍的に増加しており、その数は3万4,941団体に達しています^(注198)。このうち、実際に国際協力活動を行っているのは約

400団体といわれており、国際協力の現場で事業に直接携わることを希望する人たちも年々増加しています。日本のNGOがこのような人たちの受け皿となり、さらなる国際協力分野での優秀な人材の育成や政府開発援助の活用の拡大に努め、日本の心を伝える活動主体として活躍していくことが期待されます。

注198：2008年6月30日現在

● 国民参加を促進する事業

国民参加を促進する事業として、以下のようなものがあります。

 詳細は151ページの「情報の公開と発信」を参照してください。

○「グローバルフェスタJAPAN」

「国際協力の日」(10月6日)を記念して毎年東京の日比谷公園で開催。

○「国際協力について語ろう」

国際協力に関する市民対話。

○「ODA出前講座」の開催

外務省職員が学校・地方自治体・NGOなどを訪問して国際協力について説明。

○「ODA民間モニター」事業

国際協力に関心のある一般国民が実際の援助現場を直接視察。

(2) 人材育成と開発研究

(イ) 人材育成

開発問題の多様化と高度化により、現在、国際協力活動を効果的・効率的に実施していく上では、高度な知識と豊富な経験、外国語コミュニケーション能力などを備えた有能な人材の育成と確保が不可欠です。

1990年に国際開発大学構想を推進する機関として設立された(財)国際開発高等教育機構(FASID^(注199))は、援助に携わる人材を対象とした研修や教育、調査・研究事業などを実施しています。FASIDは、開発の理論、政策、実務について能力向上を目的とした各種研修を、政府関係者のほかNGOや民間企業関係者など幅広い層に対して実施していることに加え、開発援助分野の重要テーマに関する調査・研究を行い、その成果を幅広く公表しています^(注200)。また、2000年度には、政策研究大学院大学(GRIPS^(注201))と連携して、修士課程の国際開発プログラムを開始しています。さらに、FASIDでは、各大学での開発協力関連講座や学科などに対し、講師を派遣しています。

また、JICAでは、旧JBICとの統合前から、ある程度の専門性を持ちつつも経験の浅い若手の育成のためのジュニア専門員制度や既に一定の専門性や経験を有する国際協力専門員制度のように、幅広い人材の育成と拡充を行っています。こうした取組を通じ、日本の政府開発援助事業以外にもNGOや国際機関などで即戦力として活躍する人材

を輩出することが期待されています。

さらに、専門性や意欲を持つ人材を効果的かつ有効に確保・活用するためにJICAでは、「国際協力人材センター」を開設し、JICA、NGOや国際機関といった国際協力関連団体の求人情報の提供、人材登録、各種研修・セミナー情報の提供、およびキャリア相談などを行っています。

このほか、日本貿易振興機構(JETRO^(注202))のアジア経済研究所開発スクール(IDEAS^(注203))では、開発途上国の経済・社会開発に寄与すべく、高度な能力を持った開発専門家を育成しています。IDEASでは、外国人、日本人の双方に対して研修を実施しており、研修参加者は多方面で活躍しています。



国際開発プログラムを英語で実施している政策研究大学院大学(GRIPS)
(写真提供:GRIPS(撮影者:西川公朗))

(ロ) 開発研究

効果的・効率的な援助を行うためには、開発途上国のニーズや国際社会の動向を適切に把握することが不可欠です。日本では、このための調査研究や知見の活用に向けた積極的な取組が行われています。

JICAでは、旧国際協力総合研修所において、JICA関係者を中心とした研究会を組織してきました。研究会の内容によっては大学や研究機関など

の外部有識者の知見を得つつ、国際協力に関する新たな領域での事業戦略策定のための分析や提言、援助潮流や開発理論分析などといった事業戦略研究を行ってきました。これらに加え、これまでの事業経験の体系化や援助マネジメント手法の研究などを中心に調査研究を実施してきました。2007年度には、ほかの援助国、援助相手国、国際機関と共同で「能力開発のために有効な技術協力」

注199：FASID:Foundation for Advanced Studies on International Development

注200：http://www.fasid.or.jp

注201：GRIPS:National Graduate Institute for Policy Studies

注202：JETRO:Japan External Trade Organization

注203：IDEAS:Institute of Developing Economies Advanced School

の研究を行いました。この研究は、2008年度にガーナのアクラで開催された第3回援助効果向上のためのハイレベルフォーラムで報告されるなど、精力的な活動を行いました。

また、2008年10月まで旧JBICに設置されていた開発金融研究所では、開発途上国の開発政策や事業が効果的かつ効率的に形成・実施され、より高い効果を発現するための協力の一環として、国内外の研究者の知見も活用しながら、開発途上国経済や開発政策・制度・事業などに関する調査・研究を行い、各種出版物や現地セミナー、国際会議などを通じて、政策提言を含む成果物を発信してきました。

2008年10月の新JICAの設立に当たっては、近年の政府開発援助改革や国際社会の動向、開発援助分野における調査・研究業務の重要性が高まっていることを受け、調査・研究事業が独立した号として法律で規定されました。これに伴い、新JICAにも研究所(JICA研究所)が設置されました。この研究所では、さらなる開発援助効果向上のための検討や提言などを行っていくほか、日本の支援を国

際的に発信していくための研究や日本による支援の優位性を伸ばすための研究に力を入れていくことが期待されています。新JICAでの開発研究では、研究対象を広く途上国の開発課題や開発政策にまで広げ、国内の関係者だけでなく、途上国政府や国際ドナー・コミュニティへの発信も念頭に入れながら、理論的な枠組みに依拠した実証的、政策的な研究を推進していきます。当面の研究領域としては、①平和と開発、②成長と貧困削減、③気候変動など世界的な課題、④援助戦略—の4つの領域としていきます。

 新JICA設立については、137ページの
[囲み](#)も参照してください。

また、日本貿易振興機構(JETRO^(注204))のアジア経済研究所では、研究者を中心に国内外の大学や研究機関などの専門家と共同で開発途上国の政治・経済・社会に関する研究を行っています。例えば、2007年度には、中国やインド、東アジア地域における地域統合、貧困削減と開発戦略という4つの研究分野を重点に研究を実施しました。

(3) 情報の公開と発信

政府開発援助は国民の税金などを原資としている以上、事業を継続していくためには、その重要性などについて国民から広く理解と支持を得られるよう努力していかなくてはなりません。このため、外務

省や援助実施機関では、広報や開発教育の推進に取り組んでいます。また、これらの活動によって、国際協力に従事する人材層の拡大にもつながっています。

(イ) 広報・情報公開

国際協力に関する情報提供および日本の協力案件に関する情報を得る機会を提供するための具体的な施策としては、この白書や外交青書をはじめ

とする政府刊行物の発行以外にも、以下のような取組があります。

● ホームページ・メールマガジン・新聞

政府開発援助関連のホームページにおいて情報公開の充実化を図っており、外務省、JICA、国際協力プラザなどのホームページ^(注205)では、国際協力に関する多くの情報をタイムリーに掲載するとともに、国際協力について分かりやすく紹介しています。

外務省では、政府開発援助ホームページに加え、メールマガジンも発行しています。この中では、国際協力にかかわる情報を提供しているほか、在外公

注204：JETRO:Japan External Trade Organization

注205：外務省：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda>、JICA：<http://www.jica.go.jp>、国際協力プラザ：<http://www.apic.or.jp/plaza>

館職員や青年海外協力隊員、シニア海外ボランティアなどによる実際の援助現場での体験話やエピソードなどを紹介しています。なお、メールマガзинはホームページを通じて随時登録を受け付けており、約1万4,800名(2007年度末現在)の方が登録されています。

また、国際協力に関する最新情報を掲載する「国際協力新聞」を毎月発行し、全国の教育機関、図書館などに配布しています。

● 市民との対話

「国際協力について語ろう」は、国際協力に関する市民対話の一環として、政府開発援助を巡る動きや日本の取組を広く一般に紹介するため、毎年2回(東京および大阪)開催されています。この中では、国民の生の声を直接聴取することを目的に、有識者や外務省職員と一般市民との間で政府開発援助についての質疑応答の時間を設けています。

● ODA民間モニター事業

1999年度に開始されたODA民間モニター事業は、国際協力に関心のある一般国民が実際の援助現場に赴き、日本の政府開発援助案件を直接視察できる事業です。参加者自身が直接視察することにより、日本が実施している国際協力の意義や重要性について正しく理解するとともに、意見や感想などの報告を通じ、一般国民の政府開発援助に対する理解の促進にもつながっています。2007年度までに704名がアジア、アフリカ、中南米など28か国の開発途上国を訪問し、479件のプロジェクトを視察しました。参加者からは、政府開発援助が開発途上国の発展・安定に役立っていることや援助の必要性について理解を深めたなどといった報告がなされています(注206)。また、モニターへの参加をき

● 国内広報テレビ番組

一般国民の国際協力への関心を高め、理解を促進するため、1997年度以降、シリーズもののテレビ番組を放送しています。開発途上国で頑張っている日本の方々や現地住民の姿などを映像にし、



毎月発行されている「国際協力新聞」

また、2005年以降、より機動的な市民対話の一環として、外務省国際協力局の職員が中学校、高校、大学、地方自治体、NGOなどに赴いて、国際協力について説明をする「ODA出前講座」を実施しており、現在までに40回実施されています(2007年度末現在)。

かけとして、国際協力に関心を深め、青年海外協力隊やシニア海外ボランティアとして国際協力に参加することとなった方もいます。



現地住民の職業訓練を視察するモニター参加者(ホンジュラス)
(写真提供: APIC)

開発途上国の現状や援助の必要性、日本のプロジェクトの実施や効果などを紹介しています。

2007年度は、テレビ東京で毎週1回4分間、「関口知宏の地球サポーター」を放送しました。この番

注206：ODA民間モニター報告書は外務省ホームページにも掲載されている(ODA民間モニター報告書のURLは、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/monitor.html>)。

組では、関口知宏さんを番組ナビゲーターとして、パプアニューギニア、マレーシア、ガーナ、中国、ブラジル、スリランカ、モルディブを取り上げ、その平均視聴

率は、5.4%にも上りました。また、多くの方々の要望により、この番組の総集編をBSで全国放送しました。

● グローバルフェスタJAPAN

1990年以降、日本国内最大の国際協力イベントとして「国際協力フェスティバル」を毎年「国際協力の日」(10月6日)^{注207}に合わせて開催してきました。2005年には、若い世代や国際協力になじみの薄い層にも広く参加してもらえよう、名称を「グローバルフェスタJAPAN」に変更しました。外務省、新JICAおよびJANIC(国際協力NGOセンター)が共催し、東京・日比谷公園で土・日の2日間にわたって行われるこのイベントには、NGOや国際機関、各国大使館などの200団体以上が出展しています。2007

年度は、私たちの生活の中心である家族や家庭から、私たちの周りの地域、環境、世界とのきずなを考えてもらい、国際協力や途上国への理解促進を図ることを目指し、「家族と地球」をテーマとしました。また、初めての試みとして民間企業の協賛を得て、企業ブースの展示なども行われ、民間企業も政府、国際機関、NGOと共に日本の国際協力を支えていることを紹介しました。このイベントには、2日間で約8万人の来場者がありました。

(ロ) 開発教育

開発教育は、子どもたちなどに開発問題を含む国際協力についての関心と理解を促し、ひいては国際協力への志を育むことにもつながります。全国の小・中・高等学校で実施されている「総合的な学習の時間」の学習活動の一つとして、開発教育や開発途上国の抱える問題なども取り上げられています。

外務省は、開発教育を推進するために、外務省のホームページ内に「義務教育向け開発教育推進ホームページ(「探検しよう! みんなの地球」)」を立ち上げ、国際協力プラザのホームページにおいて動画なども含めた様々な開発教育教材を随時提供するなど、積極的な取組を行っています。また、2003年度以降は、「開発教育／国際理解教育コンクール」を毎年開催しています。

ODA民間モニター事業では、これまでの「教員枠」に加え、2007年度からは「高校生枠」を設置し、生徒自身の参加も促しています。また、「ODA出前講座」では、外務省国際協力局職員を学校にも派遣しており、政府開発援助政策や国際協力について、援助に携わる人から直接聞く話は、生徒の学習材料として役立っています。

そのほか、JICAにおいても新JICA発足以前から開発教育の普及に努めてきました。例えば、学校教育の現場や地方の国際化を推進する地方自治

体などの求めに応じて、青年海外協力隊経験者などを講師として学校などへ派遣する「国際協力出前講座」、全国の中学生・高校生を対象にしたエッセイコンテストなどを実施するとともに、「開発教育指導者セミナー」や「教師海外研修」といった、教育従事者への支援を行ってきました。2006年には、開発教育支援を含む、市民参加協力事業の拠点として、「JICA地球ひろば」を開所しており、2007年度の来所延べ人数は約8万9,000人となっています。

旧JBICでは、修学旅行生のグループ学習の受入や職員による出張講座の実施や「円借款パートナーシップ・セミナー」、大学生・大学院生を対象とした「学生論文コンテスト」を実施してきました。



外務省職員が大学・高校に出向く「ODA出前講座」

注207：1954年10月6日、日本はコロンボ・プランへの加盟を閣議決定し、経済協力を開始した。10月6日は1987年の閣議了解により「国際協力の日」と定められている。

(ハ) 国際社会に対する情報発信の強化

日本国内における広報に限らず、政府開発援助を通じた日本の積極的な国際貢献については海外においても正しく認知され、評価されることが重要です。日本では、従来から海外における日本の支援に対する正しい評価、および個々の案件における日本の貢献の周知を目的として、署名式や引渡式に際してプレスリリースを発出するなど現地プレス取材に協力したり、日本の援助物資に日章旗ステッカー(英語、アラビア語)や「ODAシンボルマーク」ステッカー(英語、フランス語、スペイン語、アラビア語、ポルトガル語など)を貼付したり、援助により完成した建設物などのそばに看板を設置するなどしています。

また、在外公館では、現地プレスに対して日本の援助現場視察をアレンジし、現地メディアでも日本の協力が取り上げられるような機会づくりに努めています。さらに、在外公館では、各種講演活動や英



日章旗ステッカー(アラビア語)



「ODAシンボルマーク」
ステッカー(ポルトガル語)

語・現地語によるホームページの作成、メールマガジンの送信、日本の国際協力に関する様々な広報資料パンフレットの作成も行っています。ほかの援助国・機関を含む国際社会に対しても、日常の外交努力や国際会議における情報発信のほか、各種シンポジウムやセミナーの開催、ホームページなどを通じた情報発信に積極的に取り組んでいます。

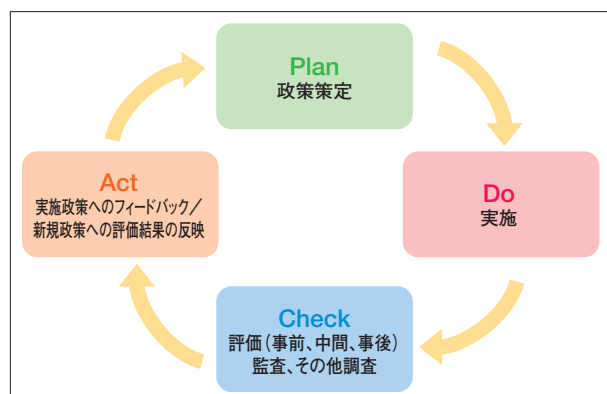
3. 効果的实施のために必要な事項

(1) 評価の充実

政府開発援助をより効果的・効率的に実施するためには、その実施状況や効果を的確に把握し、必要に応じて改善することが重要です。また、納税者である国民に対して政府開発援助がどのように使われて、どのような効果があったのかを説明することも重要です。これらの目的を果たすため、外務省を含む関係各府省庁やJICAではモニタリングや評価を実施しています。

政府開発援助の評価は政策策定(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→反映(Act)のサイクル(PDCAサイクル)の中に位置付けられ、評価の結果は政府開発援助政策の策定および実施の改善に役立つように担当部局や在外公館にフィードバックされるとともに、開発途上国政府に対しても伝えられます。また、ホームページなどを通じて国民に対する説明責任を果たす役割を担っています。

また、開発途上国の評価能力の向上と成果重視の評価体制を目指し、アジア諸国や国際機関などの参加を得て「ODA評価ワークショップ」を毎年開催しています。2007年度はクアラルンプールにてマレーシア政府との共催(日本側は外務省、旧JICA、旧JBICの共同)で開催されました。



PDCAサイクル

● 政策レベル・プログラムレベル評価

外務省では、政策レベルでの評価(国別評価および重点課題別評価)、プログラムレベル評価(セクター別評価および援助手法(スキーム)別評価)を中心として評価を実施しています。2007年度は、国別評価では、スリランカ、インドネシア、中国、モンゴル、ニカラグア、チュニジアへの援助を検証しました。特に、これらの国々の援助需要との整合性、援助効果、実施プロセスの適合性などを中心に評価を実施しました。

例えば、この中の「インドネシア国別評価」では、日本の援助政策が、日本とインドネシアの政府関係者や有識者が密接な政策対話を行って策定されたこともあり、日本の上位政策、インドネシアの中期開発計画と高い整合性があることが確認されただけでなく、ほかの援助国支援とも補完性があり適切であるなどの評価結果が得られました。また、「東部インドネシア地域開発プログラム」などの取組は、適切な援助実施プロセスであるとの結果も得られまし

た。今後に向けた提言としては、インドネシアの開発ニーズの変化、二国間関係が新たな段階に入ったことを踏まえ、対インドネシア援助の優先順位を再検討する必要があることが指摘されました。

重点課題別評価では、「成長のための基礎教育イニシアティブ(BEGIN^(注208))」、「TICADプロセスを通じた対アフリカ支援の取組」を対象とした評価を実施しました。これらの評価では、国際社会の取組との整合性、結果の有効性、プロセスの適切性などについて検証を行いました。その結果、「TICADプロセスを通じた対アフリカ支援の取組」の評価では、TICADプロセスを通じた対アフリカ支援は、国際的上位枠組みおよび日本の上位政策との整合性もおおむね確保されていること、債務救済に有効に結実していることが確認されただけでなく、広域協力的ないし南南協力では、多岐にわたって成功事例が見いだされ、支援のプロセスはおおむね適切であるという評価が得られました。今後に向けた提言

注208：BEGIN: Basic Education for Growth Initiative

としては、欧米ドナーがあまり注力しないインフラの供与と技術移転、人材育成などのソフト面の支援とを連携させた包括的支援を一層推進していくことが望ましいとの指摘がなされました。

プログラムレベルの評価では、「保健分野における日米パートナーシップ」に関するUSAIDとの合同

評価および被援助国政府・機関による評価として、開発途上国による「我が国の対マレーシア支援の取組」、「アフリカにおける平和の構築に関する我が国の取組」、「我が国のエルサルバドル東部開発への取組」の評価を実施しました。

● プロジェクトレベル評価

個別プロジェクトの評価も、効果的・効率的な援助実施のため、また国民への説明責任を果たすために重要であり、その充実を図っています。

円借款では、旧JBIC以来、すべての事業に関して、事業の準備段階での「事前評価」の実施とともに、完成後2年目に国際評価基準に基づいて、妥当性、効率性、有効性、インパクト、持続性の観点から外部評価者による「事後評価」をしてきました。さらに、これらの評価体制をより充実させるため、2004年度から、借款契約締結後5年目に事業計画の妥当性・有効性などを検証する「中間レビュー」と、事業完成後7年目に有効性・インパクト・持続性などを検証する「事後モニタリング」を実施してきました。

また、円借款事業が人々に与える効果を定量的に分析するインパクト評価も実施しました。具体的には、ペルーにおける「アマゾン地域社会インフラ整備計画／山岳地域社会インフラ整備計画」の事後評価に加え、テーマ別評価として「貧困地域における生活環境改善・生計向上」を実施しました。これは、フジモリ政権下で設置された社会投資基金^(注209)における小規模インフラ事業(給水、道路、小規模電化)の住民へのインパクトを計量経済学的手法を活用して分析したものです。その結果、給水プロジェクトが実施された地域では、実施されていない地域と比較し、受益世帯において水汲み労働時間の削減や乳幼児の下痢罹患率の低下などが確認されています。また、小規模電化プロジェクトでも、同

様に受益世帯において起業増などが確認されました。

技術協力では、旧来からJICAが、プロジェクトの開始前、実施中、終了時、終了後の各段階を通じた一貫した評価に取り組むとともに、これらの評価を通じて得られた提言、教訓を案件の計画・実施に、組織的にフィードバックしています。また、終了時評価結果の外部有識者による二次評価や、事後評価結果への外部有識者によるコメント聴取など、評価の透明性、客観性を高めるため、様々な形での外部有識者の評価への参加を拡充しています。

無償資金協力については、2005年度から外務省がプロジェクトの事後評価を実施し、施設や機材の活用状況、効果の発現状況などについて確認し、それぞれの事業の課題や問題点を検証しています。2006年度までは評価の対象は、10億円以上の案件に限られていましたが、2007年度は、完成後4年を経過したすべての一般無償資金協力および水産無償資金協力案件を対象としました。2007年度は115案件(55か国)に対する事後評価を行いました。このうち98件については、外務省が一次評価を行い、さらに、一次評価の妥当性や適正性を検証するため、第三者による二次評価も実施しました。また、分野別および国・地域別のプロジェクトレベル事後評価についても、第三者に委託して実施しました。これらの事後評価により得られた教訓は新規案件の形成および実施に反映していきます。

● 新JICAの発足を念頭に置いた包括的な評価システムの模索

2008年10月に発足した新JICAの下で、技術協力、有償資金協力、無償資金協力といったすべての援助手法で、統合的なモニタリング・評価体制を確立するよう、検討しています。また、外務省、新

JICAがそれぞれ実施するプログラムレベルでの評価については、両者が評価計画立案の段階から調整し、重複がないよう効果的・効率的な役割分担を行うこととしています。

注209：現女性・社会開発省国家社会開発基金、FONCODES:Fondo de Cooperación para el Desarrollo Social

(2) 適正な手続の確保

環境の保全および社会面への影響を考慮しない開発は短期的には効果を上げることはあっても、中長期的には当該国の経済社会的発展を阻害する要因となり、日本が従来から取り組んできた持続可能な開発の考え方と相反します。また、質や価格面において適切かつ効率的な調達が行われなければなりません。

政府開発援助の実施における環境や社会面への影響に十分注意する手続として、実施機関では、環境社会配慮ガイドラインを策定・活用していく必要があります。援助を実施する際には事業実施主体側が自然環境への影響や自発的ではない住民移転や土地・資源に関する先住民族などの権利の侵害などの社会面への影響に対する配慮がきちんとなされているかを確認しなくてはなりません。このような環境社会配慮ガイドラインの策定・活用は、日本の援助が環境や地域社会に負の効果を及ぼすことをできる限り回避するよう努めているだけでなく、環境問題への配慮確認の透明性、予測可能性、アカウンタビリティの確保も期待されています。

日本は、これまでも各種の環境社会配慮ガイドラインに沿って、開発途上国側の取組につき事前確認を行ってきていましたが、近年は、そうしたガイドラインの一層の充実化に努めています。有償資金協力については、学識経験者やNGOなどを含む有識者からの幅広い意見を聴取した上で、環境面にとどまらず住民移転や先住民族や女性などへの社

会配慮も含めた形で、2003年以降、環境社会配慮確認のためのガイドラインを施行しています。技術協力に関しても同様に、幅広く外部の意見を求めた上で、2004年以降、環境社会配慮ガイドラインを施行しています。また、無償資金協力においても、2006年以降、無償資金協力審査ガイドラインに基づいた支援を実施しています。2008年10月に発足した新JICAでは、技術協力、有償資金協力(円借款など)、無償資金協力の各援助手法の特性を踏まえつつ、学識経験者やNGOなどをメンバーとする有識者委員会などを通じて、環境社会配慮ガイドラインの体系の一本化を進めています。

このほか、政府開発援助事業の手続の適正な手続確保のため、例えば、無償資金協力事業では、国際金融、開発経済、法律、会計、情報の専門家およびNGO関係者からなる無償資金協力実施適正会議を開催し、無償資金協力の案件選定にかかわるプロセスに第三者の視点を取り入れています。これらの会議においては、事業のさらなる効率化、透明性を高めるために活発な議論がなされており、援助実施に際しては、これらの議論から得られた指摘などを業務に反映させています。

また、効果的・効率的な援助の実施のため、資機材およびコンサルティング業務などに関し質や価格面において適正かつ効率的な調達が行われるよう努めています。

(3) 不正、腐敗の防止

日本の政府開発援助は、開発途上国の経済社会開発や福祉の向上を目的としており、かつ、国民の税金などを原資としていることから、援助によって供与された資金が不正に使用されることは絶対に避けなければなりません。そのため、政府および実施機関では調達などの手続について透明化・簡素化を図っています。

政府開発援助案件の調達段階においては、これまでも、無償資金協力と有償資金協力については、ガイドラインに従って開発途上国側が入札を行い、

その結果を実施機関が確認し、受注企業名のみならず、契約金額も公表するなど、透明性を確保する措置がとられてきました。技術協力については、JICAが調達にかかる規定にのっとり、事業実施のための資機材・サービスなどの調達をしています。また、無償資金協力、有償資金協力、技術協力とも、入札事業実施において不正が行われた場合は、不正を行った業者を一定期間事業の入札・契約から排除する仕組みが整えられています。

監査に関しては、外部監査の拡充、抜打ち監査

の実施およびそれらの提言による改善措置を講じるための取組に関し充実を図ってきています。外部監査の拡充については、有償資金協力について、円借款調達手続の外部専門家によるレビューを実施しています。無償資金協力では、300万円以上の草の根・人間の安全保障無償資金協力案件について外部監査を原則義務付け、順次実施しています。技術協力についても、JICAにおいて会計監査人による監査として、外部監査を実施しています。さらに、抜打ち監査の実施に関しては、有償資金協力について、2002年度以降政府間で合意がなされた案件を対象に必要なに応じて監査を行いうる仕組みを導入しています。無償資金協力については、2004年度から契約認証業務が審査基準に準拠して実施されているかどうかについて、抜打ち監査を導入しているほか、技術協力では、サンプリングによる内部監査を実施しています。

また、日本国内における政府開発援助事業参加のための入札に対する不正行動と併せて、外国政府関係者への不正な現金供与なども許されません。OECD外国公務員贈賄防止条約^(注210)に批准している日本としては、税金を主な財源としている政府開発援助事業への信頼性の確保のためにも、外国政府関係者などとの不正な取引に対しても、不正競争

防止法などの適用を含めた厳正な対処を行っています。

ベトナムにおける円借款事業において不正が行われ、日本企業関係者が逮捕された事件を受けて、円借款事業の適正な執行をはじめ政府開発援助事業に対する信頼性が損なわれることのないよう厳正に対処する観点から、2008年度の動向ですが、同年8月、外務省およびJBIC(当時)は、当該企業に対し、24か月間円借款事業および無償資金協力の受注から失格とする措置を公表しました(JICAは、この時点で既に当該企業を登録コンサルタント名簿から削除しています)。また、政府は、政府開発援助事業にかかわる主要な日本のコンサルタント会社が所属する業界団体に対して、不正行為の再発防止のため、会員企業による法令遵守について注意喚起を行いました。一方、ベトナム政府との関係では、日本とベトナム両政府は、本事件を深刻に受け止め、政府開発援助にかかわる腐敗に対し、ベトナム政府が厳正なる処置をとるという方針を改めて確認しました。また、同種の事件の再発防止やベトナムに対する政府開発援助事業への信頼回復を目指し、「日越ODA腐敗防止合同委員会」を立ち上げ、実効性のある再発防止策について検討を行っています。

(4) 援助関係者の安全確保

日本が政府開発援助予算を用いて支援を行っている国・地域が160を超える中で、援助関係者が活動する開発途上国の治安状況は様々であり、かつ日々刻々と変化しています。さらに、米国同時多発テロ以降、中東地域・南アジア地域における緊張の高まりや、世界各地で多発するテロ活動が存在します。平和構築支援活動において、どのように援助関係者の安全を確保するのかは、極めて重要な課題となっています。

日本においては、在外公館などを通じて現地の治安状況の把握に努め、渡航情報などの情報提供、援助関係者間での情報交換や共有を行ってい

ます。JICAでは、援助関係者に対する出発前の研修やセミナーの実施、現地における緊急時の通信手段の確保、安全対策クラークの配置^(注211)、住居の防犯設備などを整備するとともに、在外公館や国際機関の在外事務所などとも情報交換し、各国・地域の治安状況に応じた安全対策マニュアルなどを作成するなど、適時適切な安全対策措置を講じています。さらに、JICAでは、平和構築にかかわる関係者の安全管理スキルの向上を目的として、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)と緊急時の対処やリスク管理にかかる研修を共催し、援助関係者を参加させるなど、安全管理分野での能力強化

注210：正式名：「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」(Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions)

注211：JICAでは、統合以前から現地の安全対策を強化するため、その国の治安や安全対策に詳しい人材を安全対策クラークとして雇用し、日々の治安情報の収集と発信、住居防犯から交通事故対策まで、広範囲の仕事を24時間体制で対応できるようにしている。

に取り組んでいます。無償資金協力では、コンサルタントに対してJICAから安全対策ブリーフィングを実施するとともに、緊急時の連絡体制の整備を行って

います。また、有償資金協力では、日本受注企業への情報提供などにより、日本受注企業の安全確保を図っています。

(5) 政府開発援助事業の安全管理

2007年9月26日、ベトナムにおける日本の円借款事業である「カントー橋計画」の建設現場において、建設中の橋桁が落下する事故が発生し、死者55名、負傷者79名(2008年8月末時点)に上る大惨事となりました。日本は、ベトナムの国家事故調査委員会による事故原因究明を踏まえ、今後の円借款事業における同種事故の再発防止策などを検討するため、2007年11月、「カントー橋崩落事故再発防止検討会議」を立ち上げました。2008年度の動きとして、ベトナム国家事故調査委員会による事故原因に関する最終報告書の内容が公表されたのを受け、2008年7月、同検討会議は「円借款事業に係る案件監理の改善点や同種事故の再発防止のための提言」を採択しました。この提言では、カントー橋の崩落事故によって得られた教訓を踏まえて、借入国政府・事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に関する取組の徹底、およ

びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組みの強化を図ることの必要性が指摘されました。今後、日本政府および援助実施機関において、この提言に盛り込まれた諸措置を速やかに進めていくことが期待されています。これを踏まえ、JBIC(当時)は、大規模かつ複雑な工事を伴う案件につき、各分野の専門家から適切な技術的助言を得られるように、「円借款事業の安全対策技術諮問グループ」を設置しました。

また、2008年5月、日本は、カントー橋崩落を受けたベトナム政府による要請により、公共事業における安全管理・品質確保に関する専門家を派遣しました。ベトナム交通運輸省や建設省の大臣などに対し、日本の公共事業における安全管理・品質確保にかかる取組を紹介し、その重要性について認識を共有しました。